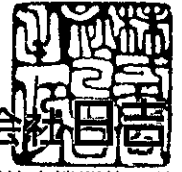


検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木 正

2022年12月05日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	永源寺中西部高野地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2022年12月05日			09:35~09:48						
天候	前日	曇	当日	晴	気温	8.9 °C	水温	14.9 °C	残留塩素	0.36 mg/L
採取者	林 芳和				検査区分責任者	川上 奈津子				

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.002
4 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
5 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
6 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
7 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
8 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
9 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
10 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
11 総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
12 トリクロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
13 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
14 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
15 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
16 塩化物イオン	mg/L	4.8	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
17 有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.3	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
18 pH値	-	7.0	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
19 味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
20 臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
21 色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
22 濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
23 残留塩素 *	mg/L	0.36	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
24 気温	°C	8.9	-	上水試験方法 II-3 1	-
25 水温	°C	14.9	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備考	
----	--

*残留塩素は維持管理基準

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192
水質検査部門管理者 鈴木

2022年12月05日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	御池最高区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2022年12月05日			11:45~11:56						
天候	前日	曇	当日	晴	気温	10.9 °C	水温	11.0 °C	残留塩素	0.35 mg/L
採取者	林 芳和				検査区分責任者	川上 奈津子				

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.002
4 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
5 塩素酸	mg/L	★ 0.15	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
6 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
7 クロロホルム	mg/L	★ 0.019	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
8 ジクロロ酢酸	mg/L	☆ 0.006	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
9 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
10 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
11 総トリハロメタン	mg/L	★ 0.023	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
12 トリクロロ酢酸	mg/L	★ 0.014	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
13 ブロモジクロロメタン	mg/L	☆ 0.004	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
14 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
15 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
16 塩化物イオン	mg/L	4.3	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
17 有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.6	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
18 pH値	-	7.2	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
19 味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
20 臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
21 色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
22 濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
23 残留塩素 *	mg/L	0.35	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
24 気温	°C	10.9	-	上水試験方法 II-3 1	-
25 水温	°C	11.0	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備考	★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
----	--

*残留塩素は維持管理基準

管理No. CF3170

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192
水質検査部門管理者 鈴木

2022年12月05日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	御池高区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2022年12月05日 12:22~12:33									
天候	前日	曇	当日	晴	気温	10.0 °C	水温	10.0 °C	残留塩素	0.24 mg/L
採取者	林 芳和				検査区分責任者	川上 奈津子				

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.002
4 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
5 塩素酸	mg/L	☆ 0.12	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
6 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
7 クロロホルム	mg/L	★ 0.019	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
8 ジクロロ酢酸	mg/L	★ 0.008	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
9 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
10 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
11 総トリハロメタン	mg/L	★ 0.023	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
12 トリクロロ酢酸	mg/L	★ 0.012	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
13 プロモジクロロメタン	mg/L	☆ 0.004	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
14 プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
15 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
16 塩化物イオン	mg/L	4.2	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
17 有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.7	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
18 pH値	-	7.2	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
19 味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
20 臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
21 色度	度	0.7	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
22 濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
23 残留塩素 *	mg/L	0.24	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
24 気温	°C	10.0	-	上水試験方法 II-3 1	-
25 水温	°C	10.0	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備考	★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
----	--

